

常任委員会審査Q & A

議案や請願・陳情を分野別に各委員会に振り分け、専門的に審査をします。審査後は、賛成・反対を決め、本会議で報告します。

建設経済常任委員会

旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について(議案第2号)

干潟地域が過疎地域に指定されたことに伴い、事業者の設備投資等について課税免除を行った場合、その減収分の75%が交付税措置を受けられることになった。

本条例では、この制度を活用し、干潟地域に限り現行の企業誘致及び雇用の促進に関する条例の対象要件を緩和し、地域産業の持続的発展を目指す。

Q 何件くらいを見込んでいるのか。

A 毎年1、2件程度の申請があり、現在課税免除しているのが市内全体で8、9件。そのうち、干潟地域は1、2件程度。

Q 課税免除額はどのくらいを見込んでいるのか。

A 固定資産税の免除額は560万円くらいで、そのうち75%の420万円が交付税で補填される

審査結果

委員会付託の2議案について、全員賛成で原案のとおり可決。



審査後、サッカー場建設地を視察

文教福祉常任委員会

専決処分の承認について(議案第17号)

Q 就学前児童応援臨時給付金について、今回就学前の児童に給付金を給付するにあたり、高校生や大学生など、子ども手当がもらえない世代への支援は協議されたのか。

A マスクを着用することができない年齢の子どもたちに対して、消毒など普段やらないようなことを子どもたちに求めたり、外出を自粛したり、そういうことに保護者の方たちはかなり神経を使いながら子育てをされている。

る。そういうところから、今回は就学前の子どもたちに限定して実施した。

Q いいおか保育所の改修工事について、まだ建てて7年くらいだが、どうして漏水が発生したのか。工事業者の責任ではないのか。

A 水道管に小さな亀裂が入っており、そこから少しずつ水が流れ出て、広範囲の漏水となってしまった。建物ができるときに水道の検査もしており、問題がなかったということから、責任の追及は難しいと考える。



改修工事中のいいおか保育所

審査結果

委員会付託の8議案について、全員賛成で原案のとおり可決、承認。

総務常任委員会

旭市過疎地域持続的発展計画の策定について(議案第12号)

Q 過疎地に指定される条件は。

A 国勢調査による人口要件、財政力要件の2つがあり、具体的には、平成2年から平成27年までの25年間の人口減少率が21%以上、平成29年度から令和元年度までの財政力指数の平均が0.64以下であること。

本市の場合、同時期の干潟地域の人口減少率が22.7%、財政力指数の平均が0.496なので、干潟地域が一部過

疎地域として指定された。

Q 千葉県内でほかに過疎指定を受けている市町村は。

A 勝浦市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、鋸南町、それと鴨川市の一部区域が指定されている。

Q 元利償還の70%が交付税措置される大変有利な過疎対策事業債が使えるとのことだが、どのような事業に使えるのか。

A 今回の計画には総合戦略にあるものを全て盛っているが、このうち県との協議の中で認められたものに使

うことができる。

過疎対策事業債は過疎からの脱出、持続的な発展に資するものに充てられるため、例えばプレミアム付商品券など、一過性のものには使用できない。

審査結果

委員会付託の8議案について、全員賛成で原案のとおり可決。